

◎新潟県告示第722号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和8年9月4日

新潟県知事 花 角 英 世

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載 された使用者の住所及び氏名	交付 地域振興局	亡失 年月日
鉱物掘採	南魚振税第 0900103号	令和6年12月24日 ～ 令和9年3月31日	南魚沼市五日町210－3 新潟砂利建設工業株式会社	南魚沼 地域振興局	令和8年 8月19日
鉱物掘採	南魚振税第 0900162号	令和7年8月9日 ～ 令和9年3月31日	南魚沼市坂戸485 井上産業株式会社	南魚沼 地域振興局	令和8年 8月19日
鉱物掘採	南魚振税第 0900831号	令和6年7月9日 ～ 令和9年3月31日	南魚沼市茗荷沢1060－1 三矢砂利株式会社	南魚沼 地域振興局	令和8年 8月19日
鉱物掘採	南魚振税第 0901072号	令和6年5月8日 ～ 令和9年3月31日	南魚沼市中野23－1 株式会社元店建設	南魚沼 地域振興局	令和8年 8月19日